



近世スウェーデン農村の村方掟について

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2011-09-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 塚田, 秀雄 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00004760

近世スウェーデン農村の村方掟について

塚 田 秀 雄

I はじめに

18世紀の半ばになってスウェーデンの農業・農村は、それまでのアンシアンレジームを廃し、近代化しようとする動きを本格化し始めた。別稿で考察した1734年法典は太陽分割制を墨守せんとするものであったが、同時に新しい時代への胎動を示す部分も含んでいた。⁽¹⁾ その制定後わずか15年ほどのあいだに、大分割の運動によって太陽分割制は廃止に向かって動き始めるが、⁽²⁾ By-ordning 村方掟の制定はこの間に推進され始めた。この村方掟が村の在り方をどのように規定していたかを明らかにするのが本稿の目的の一つである。筆者はスウェーデン中部の Mälardalen メーラル谷平野に位置する Södermanland セーデルマンランド地方の数か村について、その近代化過程をやや集約的に研究しようとしているが、1742年の村方掟雛型をこれらの村で定められた村方掟と比較検討することで、当時のスウェーデン農村の一般モデルとセーデルマンランド地方に特殊なモデルとの違いを示すことが、本稿の第二の目的である。その過程で、一つの地域について行われた村方掟の変化を時系列で比較して、全体と

(1) 拙稿：近代化前夜のスウェーデン農村。「歴史研究26」昭和63年3月。大阪府立大学歴史研究会。

(2) 拙稿：フィンランドにおける太陽分割制の廃止をめぐる。「歴史地理研究と都市研究」昭和53年4月。大明堂。

しての近代化の動きに地方レベルでどのように対応したかを探ってみたい。これが第三の目的となる。

村方掟の内容を検討するまでに先ず、村方掟制定の経緯を示してその基本的性格を明らかにする必要がある。

資料は〔メーラル諸県の村方掟⁽³⁾〕に依拠した。ここで言うメーラル諸県とは、副題にもある通り、Stockholm ストックホルム、Södermanland セーデルマンランド、Uppsala ウブサラ、Västmanland ベストマンランドの四県で、ストックホルムから西方に広がるメーラル湖周辺の平野部を指し、スウェーデン有数の穀倉地帯として知られている。

II 王の書簡と村方掟

1742年の王の書簡 18世紀にはいって農牧林業の在り方が問題になり始めたスウェーデンでは、国家権力の側でその条件の改善手段を模索し始めた。国会で盛んに論議される一方、支配層の一員であった多くの学者がどのようにして農業を救済するかを論じていた。主たる問題は、経営単位の分割、農家検分条令、大分割、雇人法、排水溝掘削、焼畑など広範にわたっていた⁽⁴⁾。

1741年の農民部会の要請を受けて、王は翌42年に各県の知事に書簡を発し、その中でまず農業改善のためのそれまでの論議を要約しているが、例えば、落穂を少なくするために穀物は手で刈ること、牧草畑の開墾を進めることを求めたり、林地の保全、広葉樹の植栽、土石による耕地周壁や生垣の築造・育成に細かく言及するなど、当時施行されて間の無い1734年法典の規定の履行を求める姿勢が強かった⁽⁵⁾。

(3) Wolter Ehn: Byordningar från mälardalen...Stockholms, Södermanlands, Uppsala och Västmanlands Län. Skrifter utgivna genom Dialekt-och Folkminnesarkivet i Uppsala. ser. B: 16. 1982.

(4) E. Ingers: Bonden i svensk historia. p. 256~. Stockholm. 1948.

(5) ibid. (3) p. 3.

農業の改善のために当時の支配層が考えたことの一つに、国の中枢と一般農民の間の情報流通を円滑にする点があったと考えられる。王簡では、村毎に村役人の選出が求められたが、それは *lanthushällare* を兼ねるとされた。これは農業経営者の意味であるが、当時新しく設けられた制度で村の優れた農業経営者を選んで村の農業指導員としたその職名である⁽⁶⁾。彼らが中央からの求めに応じて村々の状況を報告すれば全国の地域的特質が掌握され、その違いに即応した対策が取られ得るとしており、その後、各県知事が農業の状況について報告書を提出している。選出された村役人は一般農民に対し、模範を示し助言を与える義務があるとされるが、その模範や助言の内容は必ずしも、各村の内部で定められた事とは限らない。例えば、村方掟の制定を求めること自体、中央の考えを村役人に伝えて、村の集会がこれに反応する形をとることになるし、この王簡の目的は単に村方掟の制定を求めるにとどまらず村方掟の雛型を示すことにあり、掟の内容に深く立ち入ってその方向を決定的にするものである。王簡自体も政府→県知事→教区牧師→村役人の順に伝えられた。すなわち村方掟雛型の内容とその伝達形式はいずれも、当時の農業改良が上意下達によって進められようとしていた事を示している。

村方掟の一般的性格⁽⁷⁾ ここで村方掟としたものの性格を簡単にまとめることとする。この言葉は *By-ordning* を筆者が訳したもので、*by* は村の意味である。但し、スウェーデンの *by* は比較的小さいものが多く、10戸もあれば大きい部類に入るから、日本の村とは規模のみではなく景観、機能のいずれをとっても異なっている。*ordning* は英語の *order* にあたる。

各村で決定した村方掟は郡の法廷の承認を受けて発効するから、単なる村内の約束に留まるものではなく、村内では法律としての効力がある。また、場合によっては、村方掟の適用範囲が村を超えて、教区さらには郡に及んでいる事

(6) *ibid.* (4) p. 222.

(7) この項はEhnの解説による。*ibid.* (3) pp. 3-17.

もある。村方掟の規定の対象となるのは、村方に共通の事柄、関心事であり、村界内に住む者がそれによって拘束されるが、村外に住む者でも村内に土地を所有すれば、その土地に関係する限りにおいて、村方掟を遵守しなければならない。

村方掟の侵犯については、一般に罰金を課して、その遵守を期待するが、徴収された罰金は、村内の困窮者への給付あるいは、可能な場合、村役人の手当ての財源とすることが認められている。

以前から村方掟は郡法廷で承認を受けるのが普通であったが、1734年法典が施行され、その建築法が村方の事柄について詳細に規定しているために、殆ど重複する村方掟を不必要として郡法官がその承認を拒否した例が多かったとする説がある。また村方掟に定める罰金の額が1734年法典のそれよりも大きいために、その徴収に困難をきたし、そのために村方で、村方掟に法的効力を備えるための承認が求められたとも言われる。いずれにせよ、基本法としての1734年法典建築法はあっても、一般農民にとって自分達の関わった身近な法規として、また日常の村落での生活に直接関連した事項についてのみ、分かりやすく具体的に示した法規としての村方掟が必要であったと考えられる。

一般的な村方掟とは別に、特殊で重要な事柄について特殊村方掟が決められている場合もある。例えば、耕地の利用、牧野への放牧等であるが、これらは各種の法律にも規定されている事柄であり、村内の約束として昔から周知の事である場合が多いと考えられる。

古い村方掟と村方掟雛型⁽⁸⁾ 1742年の王簡は村方掟雛型 (Mönster By-ordning 以下MBO) を示し、これを参考に各地の特性を生かしたそれぞれの村方掟を設ける事を求めているが、村方掟そのものがこの時に初めてつくられた概念である訳ではない。メーラル谷平野における現存の最も古い村方掟として、Vätö

(8) *ibid.* (3) pp. 36-38.

教区の Harg 村で1653年に定められたものがあり、畑地についての特殊村方掟が、1659年に Arboga で定められている。⁽⁹⁾メーラル谷平野で発見されているその他全ての村方掟は1742年の MBO 以後に制定されたものである。しかし、MBO に対する反応は、当時としては比較的早く、例えば、ウプサラ県では直後の1742年に Bälinge 教区の Forkarby 村と Börje 教区において教区集会で村方掟を決定・承認しており、⁽¹⁰⁾セーデルマンランド地方でも、1745年に、⁽¹¹⁾Ramsta 村と Barva 教区で村方掟が成立しているが、Barva 教区のそれは、MBO で空欄として残され、各村の事情に委ねられた罰金額を補って記入したに過ぎず、全く MBO のままである。

大分割との関係 MBO が前提としているのは、1734年法典の規定する太陽分割制の村であり、農家が共同耕地周柵内の開放耕地に錯綜・分散した地条を所有する村である。ところが、1757年には、大分割によって太陽分割制を廃止し、各農家の所有地を分離する動きが、特にメーラル谷平野では比較的早くから広がり、⁽¹²⁾MBO は早々にその前提を失うことになるから、大分割が行われた村に、1742年の MBO をモデルとした村方掟が作られることは有り得ない。逆に言えば、大分割を実施しない村で MBO を尊重しようとするれば、これは大分割の実施を妨げ、近代化を遅らせる可能性がある。

筆者が今後検討を始めるセーデルマンランド地方のエステルレーカネ郡イエーデル教区の場合、1764年に全郡共通の村方掟がつけられたが、体裁上は教区毎に制定されたことになっている。次いで1825年にイエーデル教区単独の村方掟が制定されている。これに対し、大分割は村毎に行われるものであるが、最

(9) *ibid.* (3) pp. 512-513.

(10) *ibid.* (3) p. 342, 343.

(11) *ibid.* (3) p. 301, 302.

(12) この点について最も詳しいのは、Sällskapet för utgivande av Lantmäteriet^S Historia: SVENSKA LANTMÄTERIET 1628-1928. Stockholm, 1928.

も早い村で1761年開始の資料が残っているが、その他は1764年にその動きが始まるのが早い部類である。いずれにしても、大分割の前後で村方掟の性格が全く異なるはずである。

Ⅱ 村方掟離型

MBO は37項から成っている。その項目を整理すると次のようになる。⁽¹³⁾

MBO の内容 a. 村役人として長老、副長老が村民の一致で選任される。全員参加の村会で農業経営について討議する。 b. 耕地周柵は完全な機能を発揮するべく、村民の持ち分に応じて建設、維持されねばならない。 c. 排水溝の掘削、管理が完全であること。 d. 踏み荒らしを避けるために、穀物の種類を統一し、作業の時期も統一すること。 e. 濫用による被害を防ぐために休閑圃、牧草畑への放牧が制限される。 f. 緊急の排水等の必要な場合、長老が要請する出役に応じなければならない。 g. 畑地は持ち分によって配分され、石の界標が置かれねばならない。 h. 共有牧草畑の収穫前には、計測を行って配分地を区画し、収穫は一斉に行わなければならない。 i. 道路、橋等は村民の分担部分を定めて維持する。排水溝の保全のために、移動橋を準備しなければならない。⁽¹⁴⁾ j. 牧草畑保護のために、季節による通行制限がなされなければならない。 k. 共有林等の利用は公平でなければならないが、要求する者があれば、持ち分に従って分割されなければならない。 l. 共同放牧をする場合は、参加農家は牧童を出さなければならない。 m. 林地の利用に際しては、地域の資源状況に応じ、濫伐を防ぎながら有効利用しなければならない。 n. 農事暦は統一されなければならないが、病気等の正当な理由のある場合は、相互扶助をしなければならない。 o. 農業の改善に資する意見は尊重しこれを妨げてはなら

(13) *ibid.* (3) pp. 20-25.

(14) *lösa flyttie-broar*. 車行等により排水溝を損壊しないように、適当な板等を用意しておいて、必要な時にそれを運び来たって排水溝に架け渡すもの。

ない。p. 村内の共同作業を免れることはできない。また集会に参加できなかった場合もその決定に従わなければならない。q. 防火に努め、水場を保全しなければならない。r. 村方掟の遵守・履行は関係者全員の義務であり、これに違背すれば罰金が課される。

以上に紹介した MBO の規定には、当時の村落生活の期待される姿が描かれているが、その基本原理は A. 持ち分⁽¹⁵⁾、B. 村会の決定、C. 共同の利益の三点にあると考える。この内、A. は村内における権利義務の量的関係を決定し調整する基準であるが、同時に村外の高次の権力機構との関係を普遍的に示す手段であり、中世スウェーデンの指標といてよい。B. は長老を村民が選出し、その指導の下に村方の事柄を決定するという、ゲルマン社会の伝統的な決定機構が尊重されていることを示しているが、村の決定としてより上部の機構に対する発言を強化するよりも、内部の一致によるより強い統制を保つための仕組みと考えるのが妥当であろう。C. は全体の利益を守る事がこの村方掟の目的であることを意味している。農地制度としては、耕地周柵によって区分された開放耕地を前提としており、そのために畑地と牧草畑に関する耕地強制、例えば、作目・農事暦の統一、部分的共同作業等に関する規定が多い。これを支えているのが、C. の共同の利益の原理である。

ここに挙げられた村の在り方は太陽分割制⁽¹⁶⁾の村のものであり、MBO がこの土地・村落制度を維持しながら内部的改良によって、当時のスウェーデン農業を救おうとしたことが明らかである。

(15) 持ち分の表現は地域、時代によって異なる。州法やクリストファー法典等の中世法では、byamål が一般的であった。D. Hannerberg: Svenskt agrarsamhälle under 1200år. Stockholm, 1971.

(16) 拙稿：中世スウェーデンの地方組織と農村社会。「人間科学論集 13/14 合併号」1983年3月。

拙稿：中世スウェーデンにおける太陽分割制の村。「大阪府立大学紀要34巻」1986年。

MBO はその最初の提案者であった G. G. Roxendorff の影響から、その基本にはメーラル谷平野に南接するエストイェータ地方の要素が強いとする説がある。⁽¹⁷⁾

1734年法典との関係 別稿で考察した⁽¹⁸⁾1734年法典の農業・農村に関する規定はその時代環境が変化しつつあることを反映して、⁽¹⁹⁾utmark 内の開墾を奨励し、農業の集約化を目指す一方、広域入会地の林地を保護して、林業、鉱山業の発達を助けようという意図を有していた。1734年法典建築法の広域入会地または入会無主地についての規定は多く、この件に最大の関心を払っていると言ってもよいほどである。utmark は村の入会地であるから、村方掟の適用範囲に入り、各地の状況に応じた有効な利用法を村方掟で定めればよいと MBO 24にも記されているが、⁽²⁰⁾広域入会地 allmänning は村域外の他村との入会地であるから、MBO には何ら規定がない。

村内の事柄という事であれば、1734年法典でなお、「東西南北に従った正しい太陽分割制」⁽²¹⁾と明記している屋敷地の形態について、MBO は何ら記していない事が注目される。持ち分に応じた屋敷地の配分とそれに従った農用地の配分・配列は、太陽分割制下の村落形態についての原則であるのに、持ち分による配分については重ねて言及しているのに、村の形態については、MBO は関心を示していないかに見える。

Jacob Faggot の「スウェーデン農業の障害とその救済」⁽²²⁾が出たのが1746年で、ここで述べられた太陽分割制否定論はたちまち共感を呼ぶのであり、屋敷

(17) *ibid.* (4) p. 224.

(18) *ibid.* (1).

(19) utmark は村域内入会地で、伐採、放牧、焼き畑、狩猟、漁労、採草等、北欧農村にとって重要な部分であった。

(20) allmänning は複数村または郡の入会地。

(21) Sveriges Rikes Lag 1734. Bygninga Balken #1.

(22) その要約は、*ibid.* (4) pp. 282-287.

と農地の形態は太陽分割制の改善されるべき問題点として、観念的にはすでに広く認識されていたと考えられる。中世以来の太陽分割制による屋敷・農地の配分・配列を MBO が要求していない事は、この制度を消極的に否定していると考えられる。

しかし、この点を除けば1734年法典建築法の村落・農業に関する規定と MBO の間には、基本的な差異は無いといえる。この点で MBO は保守的なものであり、大分割等の近代化あるいは農業革命と称される動きとは対立するものであったと言うべきである。この保守と革新の二つの反する流れが同時代に平行して存在したことが、その後の村方掟に影響してその内容の改変を必要ならしめたはずである。

Ⅳ ハルイ村の村方掟

既述のごとく、ストックホルム県ハルイ村では、すでに1653年に村方掟(a)を制定していたが、1773年には、MBO に基づく村方掟(b)をもってこれに代えた。1792年には別の村方掟(c)が施行されたが、1797年には(b)が復活し、1810年までこれが行われたが、この年(b)は廃され、再び(c)が復活している。主な内容を比較することとする。

ハルイ村1653年村方掟 ⁽²³⁾メーラル谷平野で最古の村方掟である1653年のハルイ村の掟の内容は比較的単純である。耕地周柵、放牧禁止の期間と場所、禁漁、林地の自家用外利用の制限、違法行為の禁止に要約できる。例えば、耕地周柵については、第一項で、「住民は全てスウェーデンの法律に従ってそれぞれ耕地周柵を維持しなければならない」として罰則規定が続いている。ここでいうスウェーデンの法律とは15世紀以来のマグヌスエリクソン法典を指し、その建

(23) 17世紀までデンマークに属していたスコーネ地方を除けば、年月の明らかなもの内ではスウェーデン最古である。スコーネで最古の村方掟は1653年。

築章第7, 8項等⁽²⁴⁾で具体的に規定している。放牧に関しては, 3, 4, 5の各項で, 牧草畑, 穀物圃, 放牧地, 島嶼, vreet⁽²⁵⁾あるいは teppa⁽²⁵⁾等への期間外の放牧を禁止しており, 違反者は当該家畜を没収された上に, 損害賠償, 罰金等の負担があり, 厳罰というべきである。11~13項で林地の利用について規定しているが, 他村の住民に村の共有林の利用を許すことを禁止する外, 「何者も全村の合意なしに, 何か利益のための木材を伐採したり, 村の土地で焼畑を行ってはならず, もしこれをなす者があれば, その労働成果を失い損害を弁済した上に罰金 1 Rdr⁽²⁶⁾を支払わねばならない」として焼畑を禁止している。MBO24項では, 林地の利用・保全について定めているが, 「林地が十分で, 焼畑が行えるほどなら, ある者が他の者に対し何らかの不利益を与えないように, 一定の場所が焼畑用地として明示されるべきである」としている。このMBOの規定は1734年法典で既に焼畑を実質的に禁止していることを考えればやや緩和された表現となっているが, 地域の事情によっては一律禁止とし得ないから, なお焼畑も可能としているのであろう。これに対し, ハルイ村の場合は既に1653年の段階で明白に焼畑が禁止されているのは, スウェーデンでも最も先進的な農業地域で開発が進んで, 林地が不足する事態に立ち至っていたことを反映した規定となっている。ハルイ村の村方掟ではMBOに比して漁業についての規定は比較的多い。バルト海に面し, 多くの入江など良い漁場を抱えたこの地域の特徴によるものであろう。

第8項では, 「正義と一体性がすべての人類を美しいものとし人類たらしめているのだから, 共に村に住む者は変わり者であっても和解できるものである。従って, 隣人に対する非難や悪口や, キリストを冒瀆する言葉など我々を

(24) Magnus Erikssons Landslag. pp. 101-102. Rättshistoriskt Bibliotek 6 bnd. Lund, 1962.

(25) vreet あるいは teppa. 現代の綴字法では, それぞれ, vret, täppa となる。小規模な農用地で太陽分割制の制度外の場合が多い。

(26) Rdr. Riks dollar.

分裂と不統一に導きかねないあらゆる機会に互いに気を付けねばならない」として、村内の協調を義務付けているが、MBO では、このような抽象的な道徳論は全くみられず、具体的な社会・経済活動に必要な事を求めているに過ぎない。しかし逆に、1653年の村方掟は、MBO で重要な部分となっている排水溝、作目の統一、同居人、村会と長老の選任、消防、共同作業等に関する規定を含まない。

1773年のハルイ村方掟 1773年のハルイ村方掟の冒頭には前文⁽²⁷⁾がある。

「ハルイ村方掟

1741年9月1日の平民の一般的要望の13項に対する国王陛下の慈悲深い説明と1742年2月20日の農業の救済と改善に関する全知事にたいする国王陛下の尊い書簡に忠実に従って、Vätö 教区 Harg 村の全村民は村方掟についての国王陛下により発せられ、印刷された計画を取り上げ、その後何度も開かれた村会で、これを尊重しこれに対し責任を持ち、これに反すれば一定の罰金を課することで合意した。しかしその後多くの侵犯と被害が生ずるに至ったので、我々下に署名する者は1773年3月1日の村会で、そのような我がままと迷惑の出来に対して一致して次の事を承認した。即ち……」

続いて、1～26項の規定があるが、最終項で、長老不在の際には代理を置くと定めた後に次のごとく記している。

「…前略…村方掟雛型はその末尾に、もし望むならば、村民はその村方掟を郡会で読み挙げ、承認せしめることができると記しているから、Bro & Vätö 郡の法による郡会法廷で我々は最もつつましく、この合法的法廷で正しい再審査がなされ、この法廷の法的処理によって、われわれが採択した村方掟雛型と共に、我々が村の将来の状況を考えて、追加の必要を認めた上記の掟が承認・確定されることを望むものである。…後略…」

(27) *ibid.* (3) p. 38.

以上から明らかなように、1773年のハルイ村方掟は、MBO が十分効果を発揮しなかったため、これと平行して施行され、これを補う意図でつくられたものである。

MBO では、違反者に対し罰金を課すことは定めていても、その額については、各村の裁量にまかせてその部分を空白にしている。たとえばその第10項では、「10長老が村民を召集して、放牧しても害が無いと判断されるまでは、何者も秋あるいは冬にその家畜をライムギ圃に放牧する事は出来ない。何者かがこれに反すれば、一回につき放した家畜一頭毎に、罰金 エーレ銀貨を課する」とある。これに対応する1773年のハルイ村方掟の条項は第5項で、「5何時であれ穀物圃への放牧が許されるまでに、いずれかの家畜をそこに放したり、ウマを繋ぎずにそこに入れたり、二輪荷馬車に若いウマをつけて自由に行かせたりする者は誰であれ、1 dr 銀貨の罰金を課す」としている。

MBO32項に対して、1773年村方掟20項では、「MBO32項に定められた防火上の不注意に関する罰金額を5倍とする」としており、この掟がMBOに基づきながら、MBO に比べて高額の罰金でその効果を補う意図を持っていたことが示されている。第23項でも、「この大きな村に秩序を維持するために、村民はMBOのみならず、上記22項目を遵守しなければならず、家族、同居人も同じ…」として、この掟の目的ならびにMBOとの関係を明らかにしている。

1773年のハルイ村方掟がMBOと異なることの一つに、農用地の固有名詞を示してその利用について定めている点がある。6項で *Storängen* 大牧草畑という呼称が使われるのを初めとして、*Österängen*, *Hundsängen*⁽²⁸⁾ などの牧草畑の利用についての規定が、7, 16の各項に見られる。その他に、*Edsgarn* と呼ばれる島への家畜の放牧を制限する規定がある(19)。具体的な固有名詞を挙げているのはこの1773年のハルイ村方掟がまさにこの村だけに特殊な村方掟と

(28) *Österängen* 東牧草畑, *Hundängen* イヌ牧草畑の意。

して成立したことを意味し、村民にとっては、具体性の故により遵守しやすいはずであるが、MBO と1773年の村方掟のいずれが基本となっているかといえ、これはあくまで、MBO が主で、後者は従にすぎないことは、上に挙げた20項に記されている通りである。

1792～97年ハルイ村方掟 この章の最初に触れた通り、ハルイ村の村方掟は複雑な経過を辿って、1810年に最後のものが施行されたが、これは、1792～97年ハルイ村方掟(c)そのままである。1773年ハルイ村方掟(b)が(c)に代わったのは、紛失したからという理由であったが、⁽²⁹⁾郡法廷の判決記録に残っているものなら、村でその原本が紛失しても問題にならないはずであるから、変更して新しい村方掟をつくる必要があったのではないかという疑いが生ずる。また、(c)が紛失した(b)の代わりの規定としてその役割を果たしていたとすれば、1797年に発見された時に旧に復する必要もないし、1810年に再び1792～97年ハルイ村方掟がその効力を回復することにも、積極的な意味は全く無いはずである。にも関わらずここに示したごとき経過を辿ったことはその変更自体に何らかの意味があったのではないかということを示唆するのである。(c)の内容は次のごとくまとめられる。a. 長老と村役人の選出、その任務。b. 村会の召集、共同作業に関する投票権は持分に比例する。c. 耕地周柵等の検分、維持責任。d. Storängen 他の村の共有牧草畑の利用制限。e. 家畜の管理義務。f. 排水溝検分と維持義務。g. 同居人によるマメ・カブ畑の侵犯防止。h. 他人の土地の林産資源の利用禁止。i. 道路の維持・管理。j. 畑地、牧草畑等の通行禁止。k. 炭焼き窯の設置制限。l. 漁業における慣習の尊重等。m. 1734年法典建築法の消防に関する規定の遵守。n. 冬季の道路、道路外の通行。o. この村方掟の周知と罰則規定。

この内容はMBO やそれを補う1773年のハルイ村方掟といくつかの点で異な

(29) *ibid.* (3) p. 41.

っているから、その違いを挙げて、意味を考えることとする。

1773年村方掟(b)と1792年村方掟(c)の比較 1773年のハルイ村方掟(b)が MBO を補足するものであるから、b を MBO と一体のものと考えてさしつかえない。まず MBO または(b)にあって(c)に無い内容を示すと、穀物の品種統一 (MBO—8), 共同作業出役 (MBO—13, 14, 28), 共有林の分割 (MBO—22), 共有林の利用 (MBO—24) が主なものである。これに対し、(b)に無くて(c)にある内容で最も重要な⁽³⁰⁾のは、測地官による農地の分割 (c—21), 私有地に torp を置く権利 (c—24) に関する規定である。

MBO—8では、「ある村民が隣人の播種済みの畑地でその種子を踏み荒らし損なう事に起因するよくある損害と不都合を防ぐために、全村民は実情に即して春秋に、全て同一の穀物を播種できるように、畑地の自分に配分された部分に施肥しなければならない。そして、ライムギは有害な *lanthavre* や *flyghavre* を最も良く確実に枯死させるので、それらの雑草がはびこっている所では、ライムギが最もよく栽培されなければならないというのは極めて緊要な事である」としており、MBO—10でも刈株放牧の開始日の統一を決めているのは、開放耕地における耕地強制を明文化していると理解できる。(c)がこのような規定を欠くのは、個別の畑地が柵によって区分され、開放耕地故の規制がもはや不必要であった可能性がある。

⁽³¹⁾(c)21項には次の規定がある。「21. 担当の測地官によって、畑地片や林間放牧地が分割された後に、これら私有の土地の周柵の区分がまだ実施されていない場合、これら私有地の所有者はその牧草畑や畑地の回りに、侵犯が起ころぬように柵囲いしなければならない。その際、牧草畑と畑地が接する場合には、古来の国の習慣がそうであったように、牧草畑の所有者が周柵の三分ノ二を、畑

(30) torp 小作地。開懇請負小作人がはいた土地。

(31) 測地官と訳しているが、英語の *land surveyor*。1628年に創設されたスウェーデン測地局にあって、農地の測量、評価、課税額の決定等の業務を行った *ibid.* 12.

地片の所有者が三分ノ一をそれぞれ受け持つように配慮する。一筆の牧草畑や畑地片に複数の所有者がある場合には、彼らは所有する持分に応じてその土地を柵囲いしなければならない。そして、より明確にするために、このようなその時点まで共同のものであった柵を農家のマントール、居住者間で持分に基づいてすぐに分けるべきである。分割を主張する者が正当性を有し、それ以後、締め切り、維持管理を怠る者は・・略・」ここで私有の畑地片や林間放牧地とした原文は、*enskilta åker vretar och skogs ängar* である。*vret* は林地や放牧地等に島状に開かれた主に穀物が栽培される小規模な畑地を意味する。太陽分割制の制度内の農地は一つの柵囲い内に村民が互いに接する多数の地条を有しているが *vret* はそれとは切り離されて存在している。*vret* に関するこの規定が制度内の畑地すなわち *gårde* に関するものでないことは明らかであるが、他人の農用地との間に柵を設けねばならなくなった時の相互の分担について定めたものであり、その前提は今まで共有であった土地が、測地官によって区分・私有地化されるということである。

MBO22 は共有林の分割、同24は共有林の利用方法について詳細に規定しているのに対し、(c)は共有林について殆ど何も規定していない。この間にハルイ村の共有林は解体、私有化されたと考えられるほどである。残念ながら筆者は手もとに、この村の大分割が何時行われたかを知る資料を持ち併せていない。村方掟にも大分割についての記載は無い。しかしここまで述べてきたことは、MBO で規定する共同作業の出役が(c)で触れられていないことも併せ考えると、あらゆる面で共同体の弱体化を示唆している。Storängen などの共有牧草地は残存しているが、共有林は解体されていたと考えられる。その根拠として、(c)24で村民に対し、その私有地に日役小作人などの小屋を建てる自由を保証していることが挙げられる。耕地強制の規定が無いことから、制度内農地の私有化はおそらく行われていると考えられ、制度外の農地が私有化されていたことは確実である。

V イェーデル教区等の村方掟

メーラル湖南岸に広がるセーデルマンランド地方は古くからの農業中心であった。筆者はその北部に位置するエステルレーカネ郡イェーデル教区内の数か村を対象に農村の近代化過程を研究しようとしている。「メーラル諸県の村方掟」にはエステルレーカネ郡に関わる村方掟が三件収録されているので、その内容を検討したい。⁽³²⁾

バルバ教区村方掟1745年⁽³³⁾ 1745年10月21日にイェーデル教区に隣接するバルバ教区で村方掟が採択された。その前文には、「(会議の)最後に、農業の改善と救済に関する、全知事に宛てた1742年2月20日付けの王の書簡とその書簡中で言及されたいわゆる村方掟の計画が、教区民に対し朗唱された。そしてこの件に関して、そこに記された全ての事柄を正しく実施するための有用な提案が全出席者に対しなされた。教区住民は全員一致して、印刷村方掟(MBO)を遵守することに決し、つぎの通り各項の罰条と罰金についても合意した」とある。そしてMBOの全37項の内の33項について、MBOでは空欄となっている罰金の額を示している。

セーデルマンランド地方はストックホルムなどの中心的都市からも近く、多くの村には官僚等の職田ともいべき農場があったから、中央からの情報等は最も早く到達した地域である。またエステルイェートランドの北に接し、似通った農業中心であるから、エステルイェートランド的とされるMBOを、そのまま村あるいは教区の村方掟として採用する条件の整った地域であったとも

(32) この地方の村方掟のありかたについては、Siguld Erixon: Byalag och byaliv. pp.145-146. Kristianstad, 1978.

(33) ibid. (3) pp. 318-319.

(34) 官僚は給与の代わりに、いずれかの農家を割り当てられ、その住民から自ら、給与に相当するものを徴収した。

言い得るのである。

また、MBO をそのまま受け入れることは、当時の地方行政機構にあっては自然の成り行きであったと考えられる。

エステルレーカネ郡・ベステルレーカネ郡村方掟1764年 1764年にセーデルマンランド県知事が行った検地の際の郡法廷で東西両レーカネ郡の村方掟が合意・承認されている。その知事は Bjelke で、「メーラル 諸県の村方掟」の編者エーンによれば、最も積極的に村方掟の制定に働いた知事であり、この村方掟はビェルケの村方掟と呼ぶべきものである。⁽³⁵⁾

この村方掟の最初の行は、By-ordning, För _____ Sochn, すなわち _____ 教区村方掟とあって、教区名を書き込めばどの教区にも適用できる様式になっている。教区にはいくつかの村が含まれているから、村毎に村方掟をつくるという本来の考えからすると、東西両レーカネ郡の全村が同一の村方掟を持つというのは随分乱暴なことに思えるが、これは当時の農村に新しいなにかを導入しようとする場合、普通の成り行きであったのではないかと考える。村の側からする改革はおそらく望みうすであったであろう。

ビェルケの村方掟（以下 BBO）の内容は、これも当然ながら、MBO と殆ど変わらない。主たる相違点をあげる。

BBO—3 耕地石垣について

「完全農家一戸毎に毎年3ヒロの耕地石垣を、二分の一、四分の一農家についても、2ヒロずつ築造しなければならない。何者かがこれを怠るならば、怠った長さ一ヒロ毎に罰金1ダーレル銀貨を課する。そのための石は誰も、土地所有者の意思に反して、他人の土地から運びだしてはならない」

MBO には、耕地周柵の維持・管理義務は明記されており、BBO においても同様であるが、BBO では石の耕地周壁の築造を義務付けている。義務的な周壁等の築造は1734年法典建築法6章4項に、「必要な場合、毎年50ヒロの新

(35) *ibid.* (3). p. 7., *ibid.* (32) p. 145.

しい周柵を建設し、古い周柵も5章に定めるごとくその効力が維持されねばならない」とし、同章1項には、毎年少しずつ畑地等を開墾することも義務であるとしている。この規定の意味の検討は別稿に譲るとして、BBOがMBOの基礎にある1734年法典を重んじた内容となるのは当然である。また周柵とは別に、特に石壁としているのは、モレーンの多い自然条件を反映した耕地からの除石による土地改良に通ずることを考える必要がある。

BBO—23有柵林間放牧地と共有林地の森林育成のための立入禁止

「昔は森林で土も肥沃であったが、今では、森林は無くなり土も畑地や牧草畑としては役に立たないことが明らかに認められる所にある有柵林間放牧地や共有林地で、広葉樹が植えられるべき場所や現在生えている針葉樹や広葉樹の若木が8～10年間は家畜の放牧なしに成長できるように保護されるべき場所では……育林地として柵囲いされるべきである……」

この項は、森林の荒廃とその保護の必要性を窺わせるだけでなく、知事がそれに対する対策を強調しようとしていることが明らかで、地域の状況を示している興味深い。広葉樹の植栽は1734年法典で求めていることであり、ここにもBBOの基本的性格が現れている。

BBO—25「林地の伐採について」の項でも、林地の伐採の制限による具体的な保護対策を定めているが、これはMBOとあまり変わらないのに対し、23項は伐採制限といういわば消極的な対策ではなく、育林という積極性を示している点に特徴がある。

BBOがMBOと最も異なっているのは、その38項および追加条項である。BBO—38では、教区集会における教区牧師の責任事項として、教区民のために村方掟を読み上げると同時に、以下の事柄を教区民に勧めることを求めている。⁽³⁶⁾

(36) S. Erixon はビェルケの村方掟の特徴を教区組織に強い関心を示しているとする *ibid.* (32) 146.

1. 建物の石造化。2. 広葉樹の植栽（1734年森林法を読み聞かせよとしている）。3. この村方掟の3項で指示された石造の耕地周壁は地域の状況に応じて土壁でも生垣でもよい。4. ヒツジの品種改良。5. 経営書の朗唱。6. 馬鈴薯の栽培

追加条項の1項は、社会の繁栄の基礎として、子弟の教育について細かく指示しているが、主たる関心はキリスト教、読字、躰、労働にある。

その2項は牧童による樹木の損傷防止について具体的な罰則を示している。

これらの規定は、ヴェルケが MBO と異なる独自性を BBO に盛り込もうとしたことの現れと理解できるが、馬鈴薯の植栽を除いては特に新しいところはなく、BBO 全体としても、森林の荒廃あるいは育成に関するものを除けば、MBO に基づくことを再確認したい。

イエーデル教区村方掟1825年⁽³⁷⁾ イェーデル教区では、1825年に新しい村方掟が採択・承認された。これは隣接する Sundby スンビー教区でその前年に発効した村方掟と全く同じ文面となっている。前項でその内容を紹介した BBO が二つの郡の各村に一括して施行されるものであったのと同様に、いきさかおぎなりの感を免れない。地域の状況が教区や郡毎にそれほど変わるものでないことはその通りであるが、それにしても二つの教区、おそらくはそれ以上の数の教区が全く同じ内容の村方掟を制定するということは、教区あるいは村の主体性の欠如、上部機関の主導による村方掟の制定であったことを示す。

村の形態や機能を大きく変える大分割やそれに続く法分割は、既に触れたとおり、村方掟と密接に関連する管のものであるが、イエーデル教区では、大分割は多くの村で1764年の BBO と1825年のイエーデル教区村方掟の間の期間に

(37) *ibid.* (3) pp. 319-321.

(38) *lagaskifte* 法分割。スウェーデン農村の近代化を決定的にした農村改革とそれに伴う農地の交換分合、私有化とそれらの結果。S. Helmfrid: *The Storskifte, Enskifte and Lagaskifte in Sweden*. *Geografiska Annaler*, 43. 1961.

実施されている。⁽³⁹⁾法分割は全て1830年以後の実施である。従ってここに紹介するイエーデル教区村方掟1825年は大分割が実施された村を対象にしていると考えてよい。ただし大分割は法分割にくらべて不徹底で村落共同体の完全な解体にはほど遠いものであった。

1. 畑地と牧草畑の周柵は通年完全であること。2. 穀物圃, 牧草畑, 有柵林間放牧地への出入口はかけがね等を備えること。柵の損壊の禁止。3. 主排水溝の割り当て部分の維持義務。4. 穀物圃への繋いでない家畜の放牧は通年禁止。5. 暴れ家畜の管理義務。6. 他人の播種済み畑地の車行禁止。7. 自分の牧草畑, 畑地でも過半数の隣人の承認なしの家畜の放牧禁止。8. 村民の合意あるまでは, 畑地, 牧草畑, 放牧地への放牧禁止。9. 道路維持の責任分担。10. 消防装備, 炉の整備。11. 煙突掃除。失火の危険防止。12. 週1日以上就労しない非定住者の受入禁止。13. 検分, 立ち会い等の出役の義務。14. 村方掟の履行に関して村役人に反抗することの禁止。15. 村方掟遵守の村役人の責任。16. 罰金, 村金庫の管理。

以上がイエーデル教区村方掟1825年の要約である。MBO や BBO にあって, ここに見られないのは, 長老の選任と民会, 耕地周柵や排水溝等の全村民による定期的な検分, 作目の統一, 農事暦の統一, 共有農地と共有林地, 共同作業等に関する規定である。これらは筆者がこれまで考察してきた中世以来の一連の成文法⁽⁴⁰⁾において, 最も中心的な位置を占めていた事柄であり, 1825年の村方掟でこれらについての規定が無くなっていることは, ここに至って村と農業の構造が根本的に改変された結果に他ならない。例えば, 耕地周柵や排水溝の維持については, これまでは常に, 持ち分による割り当てがなされていたのに, 新しい村方掟では, 自分の耕地周柵とか責任のある排水溝という語を用いており, 持ち分については触れていない。例外として第9項の道路維持につい

(39) Lantmäteriets Forskning Arkivet スウェーデン測地局研究文書館所蔵資料。

(40) *ibid.* (1), (16)他。

ては、ヘマンタル⁽⁴¹⁾に従って村民に割り当てられるとされる。これは農地の配分と無関係だからである。共有という語は用いられていないが共有農用地が全く消滅したとは考えられない。家畜の放牧についてこれに関わる条項を次に示す。

- 4 何者も、年間のいずれの時期にも、繋いでない家畜を穀物圃に放す事は許されない。…略…
- 7 何者も、例え自分の土地においても、過半数の隣人の承認無しに、その家畜を牧草畑または穀物圃に放牧したり縄で繋いでではない。…略…
- 8 有柵林間放牧地、牧草畑、穀物圃では、時期、数、種類について村民が合意するまでは何者もその家畜を放牧する事はできない…略…

4項と7、8項は部分的に矛盾している。4項で絶対的に禁止されている穀物圃への家畜の放牧が、7、8項では一定の条件下で許されている。各項で挙げている穀物圃、牧草畑、放牧地について、それが私有地か共有地かを明確には区分していないが、村民の合意が必要というのは、常識的には共有地のことと考えられる。しかし、7項では例え私有地であっても、自由な利用を許していない。要するにこの規定には不明確なところがある。

ではその不明確さの原因は何であろうか。村毎に大分割の実施に遅速、程度の差があるにも拘らず、教区あるいはそれを越える範囲に、統一的な村方掟を施行しようとしたために、曖昧で一般的に適用できるように見えながら、実際には、あまり有効とも思えない村方掟を制定することになったと考えられる。

共有林地についての規定が無いのは、私有化がほぼ完了しているからであろう。この点については、イエーデル教区内各村の大分割等の資料から想定できるが、別稿で明らかにしたい。

(41) 農家の規模あるいは担税能力の表現。1ヘマン=完全農家。1/2, 1/4などと表現された。II章の始めてふれた当時の農業問題の内、経営単位の分割とは、このヘマンを1/4までは分割してもよいといった事であった。

Ⅳ おわりに

MBO, ハルイ村, イェーデル教区等の村方掟を比較検討してきたが, 本稿の目的としたことについて結果をまとめれば, 次のように言えよう。制定の時代によって異なるが, MBO から大分割に至るまでの間のものは明確に, 太陽分割制に基づく村落社会, 経済活動の在り方を規定するもので, 耕地, 共有林地, 周柵, 排水溝その他について強い共同体規制を強いるものであった。一村のみに関わる村方掟は, 大分割後と考えられるものでは耕地強制を明文化した部分は消え, 残存する共有林等に関する規定を残している。これに対し, 多数の状況の異なる村を対象にした村方掟の場合は, 耕地等に関しては曖昧な規定しか持っていない。当然, これは村方掟そのものの効果を小さく無力化したと考えられる。

MBO の内容がエストイェータランド的要素を多く含んでいると言われるが, 隣接するにしろ, ストックホルム県でもセーデルマンランド県でも, MBO の内容が殆どそのまま採用されていて, 地域の特殊性が村方掟の内容に反映するところはあまりなかった。これは村方掟の制定が行政を通じた, 行政主導の運動であったことによる。しかし一部には, 林地が荒廃しているとか漁業に重点が置かれているといった地域の状況が窺われる規定が含まれていた。

中央の動きに対し地方は主体的な反応を示さなかった。次の時代の農業革命は当初はそうであったが, 途中から村単位の自主的な運動に変容していったのに対し, 村方掟制定の動きは最後まで, 中央の動きから地方の運動へと脱皮し得なかった。それはこの運動が社会の根本的な変革を想定せずに, いわば, 小手先の修正で内外の変化の波に対処しようとしたからであると考えられる。

On the Village By-law in Early Modern Sweden

Hideo Tsukada

The Swedish government tried to maintain so-called Sun-division system in the 1734th Code in spite that it aimed to modernize Swedish agriculture. Only fifteen years had passed when they began to discuss the abolition of this traditional land-dividing system in 1749. In 1742 the government issued *Mönster By-ordning*, model village by-law, and expected communal villages to have their own village by-law based upon the regional situation. Many villages responded to this policy from the central authority in vain. It is because that the villages accepted MBO almost as it was and they involved the contradiction which the 1734th code had had and that the regional differences were neglected. The abolition of traditional land system, so-called *Storskifte*, was also accepted passively by the villagers in its beginning but they turned positive when they realized the urgent necessity of the enclosure and they succeeded finally. The establishment of the village by-law in the evening of the enclosure was just a seeming independence promoted by the government and its effect remained an illusion until it got the fundamental condition by *Storskifte* movement.